

令和5年

寒河江市農業委員会第8回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会 第8回総会

日 時 令和5年7月26日（水）午前9時20分
会 場 寒河江市文化センター2階 中央公民館ホール

出席委員

1 番 山 田 和 義	2 番 影 沢 政 俊	3 番 後 藤 孝 好
4 番 西 尾 沙 織	5 番 眞 木 早百合	6 番 郷 野 富司男
7 番 猪 倉 通 文	8 番 氏 家 理 香	9 番 安孫子 智
10 番 大 泉 孝 彦	11 番 鈴 木 浩 之	12 番 原 田 義 人
13 番 芳 賀 宏	14 番 高 橋 博	15 番 奥 山 浩 二
16 番 布 施 功 子	17 番 片 桐 道 雄	18 番 木 村 三 紀

出席農地利用最適化推進委員

1 番 小 野 敏 行	2 番 五十嵐 博 志	3 番 斎 藤 幸 宏
4 番 渡 邊 慎 一	5 番 熊 坂 浩 行	6 番 川 越 卯一郎
7 番 鬼 海 和 幸	8 番 菖 蒲 修	9 番 渡 邊 正

事務局

事 務 局 長 猪 倉 秀 行	事務局長補佐（総括） 芳 賀 豊 彦
事務局長補佐（農地担当） 日下部 靖 広	総 務 係 主 任 木 村 龍 一
農 地 係 主 任 土 田 修	農 地 係 主 事 芳 賀 遼太郎

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について

議事

- (1) 議題26号 寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

- (2) 議第27号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (3) 議第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (5) 議第30号 非農地証明願の審議について
- (6) 議第31号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時38分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第8回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、3番後藤委員、11番鈴木委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局(農地係主任) はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございますか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第26号「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程します。

ここで、先日開催されました評価委員会の報告を求めます。片桐会長職務代理人、報告をお願いします。片桐会長職務代理人。

片桐会長職務代理人 はい、議長。17番、片桐です。

7月20日に開催されました、寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の報告を行います。

評価委員としましては、新会長のほか、会長職務代理人の私と新両常任委員長、それに農業委員会事務局長が入りまして、5人での評価委員会となりました。

今回の農地利用最適化推進委員候補者につきましては、9つの地区にそれぞれ1名の定員で募集をいたしましたところ、各地区においてそれぞれ1名の応募がございました。応募につきましては、団体推薦もしくは個人推薦ということでの応募がございました。

評価に当たりましては、応募書をもとに担当地区からの信任度、寒河江市及び担当地域の農業に関する識見、農業経営の経歴と実績や本人の推進委員としての業務遂行への意欲などを総合的に勘案し、適否の判断をしたところです。

この協議の結果、それぞれの地域については十分信任を受け、農業に関する識見もあり、意欲的であるということで9名の方は全て農地利用最適化推進委員に適しているという結果になりました。

以上、報告いたします。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの片桐会長職務代理者からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので採決します。

議第26号「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第26号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、これから農地利用最適化推進委員への委嘱状を交付しますので、その間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時52分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

先ほど推進委員に委嘱状を交付しましたので、これより推進委員の方にも総会に出席していただきます。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることができますので、申し添えいたします。

次に議第27号から議第31号、農地法関連の議案について一括上程します。

(2) 議第27号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(3) 議第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(5) 議第30号「非農地証明願の審議について」

(6) 議第31号「農地利用集積計画書の審議について」

以上、議第27号から議第31号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。影沢委員、よろしくお願ひします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。2番、影沢です。

去る7月18日に開催されました事前審査会の報告を行ないます。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、非農地証明願案件3件を審査しました。

議第30号「非農地証明願の審議について」順位2番、平塩地区の案件です。

現地は、大字平塩字南の土地で、申請者の平塩寺に隣接する土地で、平成元年4月から、母親が高齢のため、畑として活用しなくなり原野化し、現在に至っているもので、非農地として判断できる場所でした。

順位3番、白岩地区の案件です。現地は、大字白岩字坂の下の土地で、昭和10年頃から住宅・店舗用地として使用し、昭

和61年に取り壊した。その後、一部家庭菜園として使用していたが、現在は近隣の方の駐車場として利用され現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

順位4番、寒河江地区の案件です。現地は若葉町の土地で、八幡原区画整理事業に伴い、共同住宅を曳行移転することになり、申請地を造成し、昭和57年頃から宅地として利用され、現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

その他申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、10時30分までとします。それでは地区審査の間暫時休憩とします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 10時32分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第27号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、片桐会長職務代理者、お願いします。片桐会長職務代理者

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

議第27号「農地法第3条の規定による許可処分について」、

7ページをお開きください。

(議案書順位26番朗読)

7月13日、寒河江南部地区担当の農業委員及び推進委員全員で現地を調査しました。場所は県道皿沼河北線、通称産業通りと呼ばれておりますが、日産自動車の販売店がありますが、そこをまっすぐ南部方面に向かい、高速道路の橋を渡る手前から右折して高速道路沿いに高瀬山方面に向かい、最初の十字路の角地になります。ちなみにその角地を右に行きますと、移転しました寒河江自動車学校跡地の入り口に突き当たります。西側の道路沿いに細長く面しているのが33㎡、今回の申請地になります。坪数にすると約10坪で、用地としては耕作しにくいような細長い土地なんですけれども、今回譲受人の■■■さんが耕作している土地の続き地でもあります。譲受人と譲渡人は親戚関係であり、譲受人の耕作していた土地の続き地でもあり、申請通りであれば何ら問題なく、事前審査及び地区審査でも問題ございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。5番、眞木です。

(議案書順位27番朗読)

順位27番につきまして、7月13日に木村会長、菖蒲推進委員と自分の3名で現地を確認してきました。場所は田代にある譲受人の家の裏になります。譲渡人は埼玉県在住で、申請された農地は現在遊休農地となっている場所であります。

譲受人の自宅裏に広がる遊休農地を少しでも綺麗にしたいという思いで借りるとのことでした。現地は水がたまるような場所なのでまずは草刈からはじめて後々畑にできるようにしていく予定であります。申請どおりであれば周辺農地への影響もなく、問題ないと思われれます。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位26番と27番、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可の要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第27号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第27号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員 はい、議長。13番、芳賀です。

議第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、9ページをお開きください。

(議案書順位2番朗読)

この件につきまして、7月13日に西根・三泉の農業委員、推進委員全員で確認をして参りました。場所につきましては陵東中学校に入るところに押しボタンの信号機がありますが、そこを東側に100mほど進んだところになります。その場所につきましては内回りバイパスの建設予定地でありまして、申請人の■■■■さんの住宅もそこにかかるということでありまして、その住宅移転のために、本人の敷地の南側の方に続きで農地がありますが、それを転用して新築をするという内容になっております。周りも農地が1件ありますけれども、その農地の所有者である■■■■さんという方の同意書も得られておりますので申請どおりであれば何ら問題もないだろうということを確認して参りました。なお、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位２番は住宅建築用敷地への転用申請となっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第３種農地と判断します。第３種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づきます調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第２８号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第２８号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに寒河江・南部地区、片桐会長職務代理者、お願いします。片桐会長職務代理者

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

議第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、11ページをお開きください。

(議案書順位16番)

7月13日、寒河江・南部地区担当の農業委員及び推進委員全員で現地を調査して参りました。申請地は石山鉄工所から陵南中学校に向かうと一大という焼き鳥屋さんがあり、さらに20m進むとセブンイレブンのコンビニがございます。そのセブンイレブンから左に高瀬山の方に向かって突き当たったところの西側になります。申請地と周辺は既に住宅が立ち並び、譲受人の居宅用地の隣接地でもあることから、何ら問題ないと見て参りました。事前審査会及び地区審査会でも異議ありませんでした。

(議案書順位19番)

同じく7月13日、寒河江・南部地区担当の農業委員及び推進委員全員で現地を調査して参りました。申請地は寒河江南駅近くにセブンイレブン島店がありますが、そこを新しくできました寒河江市民浴場方面へ向かっていきまして、途中の十字路を左折し、農業試験場の角地になります。貸人と借人は親子関係であり、実家の隣接地に住宅建設地としての申

請です。周辺は古くから住宅が立ち並んだ集落地であり、計画通りであれば何ら問題ないと見てまいりました。事前審査会及び地区審査会でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。13番、芳賀です。

11ページをご覧ください。

(議案書順位17番)

7月13日、西根・三泉地区担当の農業委員及び推進委員で確認して参りました。場所の方は、112号線沿いの寒河江警察署の裏側、南側となります。譲渡人は高齢のために農作業が困難となったため手放したいとのことで、ここに建託アベの方で造成、分譲するという計画であります。ちょうどその申請地の東側の方は昨年申請があったものを農業委員会で許可しているという状況でありまして、残り申請地の西側の方と南側の方に農地がございますけれども、この2筆の分の近隣の所有者の方にも同意を得ているという内容でありまして、問題ないだろう、と判断して参りました。地区審査会でも異議ありませんでした。

(議案書順位18番)

譲受人と譲渡人は親子関係にありまして、現在同居しておりますが、子供も産まれたために実家の近くの申請地に住居

を建築したいという内容での申請でございます。場所は県道皿沼河北線の近くに日田公民館がございますが、その周辺です。第1種農地ではございますけれども、その申請地の周りには既に古くから住宅地でありまして、集落の中に入っていることもあり、問題ないだろうと判断して参りました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位16番は駐車場用敷地への転用申請となっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位17番は宅地分譲用敷地への転用となっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常、宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と農地転用目的は問題ないと考えます。

順位18番は住宅建築用敷地への転用となっております。申請地は農用地区域外にある農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しており、また代替性もなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位19番は住宅建築用敷地への転用となっております。

申請地は農用地区域外にある農地で、市街地の区域内の農地で、申請地からおおむね300m以内に南寒河江駅があり、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と農地転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第29号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第30号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、片桐会長職務代理者、お願いします。片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

それでは、13ページをお開きください。

(議案書順位4番)

申請地は元グランデールのありました、現在はローソン元町店になっておりまして、そこから西の方に向かいまして、最初の十字路と二番目の十字路の間に今回の申請地があります。18日の事前審査会での出席者全員による現地調査を行い、問題ないだろうと見てまいりました。また、地区審査会においても問題なく、異議ありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。15番奥山です。

(議案書順位2番)

先ほどの事前審査会の報告にもありました通り、事前審査会に参加したみんなで現地を確認して参りました。申請地は中山町から大江町に抜ける国道458号が平塩を通っておりますが、平塩と中郷の境付近に平塩に唯一ある押しボタンの信号のところを大江町に向かって左に曲がります。それを進みますと突き当たりのところに平塩寺というお寺があります。平塩寺は神仏混合の時代から熊野神社と一体化した所であります。該当する畑は平塩寺の裏の方にあり、熊野神社の境内の杉林に隣接するところがありました。出入りするためには熊野神社の境内を歩いていく細い道を通るしかないような場

所です。たまたま見に行った時には熊野神社の境内杉林の下刈りを氏子一同で行った後でしたので、草が刈ってあって通れる状況でした。普段であると杉林の中にあってどこにあるかよくわからない状態です。このような状況ですので、農地として活用するのはなかなか難しい状況であると判断しました。事前審査会、地域審査会においても異議ありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。
続いて、白岩地区、眞木委員をお願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。5番眞木です。同じく13ページをご覧ください。

(議案書順位3番)

7月18日、事前審査会にて現地確認をして参りました。場所は白岩の種まき桜の近く、国井新聞店の隣になります。現在は駐車場として利用されており、周辺に農地は無く、両側に建物が並んでいる場所であるため問題ないと思われまます。事前審査会でも地区審査会でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。
続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

特にございません。

木村議長

はい、ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。

ただいま、地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第30号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第30号は原案のとおり決定しました。

木村議長

次に、議第31号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、片桐会長職務代理者、お願いします。片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者

はい、議長。17番、片桐です。
16ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて17ページの集計表をご覧ください。寒河江地区
1筆、田が0.19ヘクタールです。

農地中間管理事業案件については、いずれの農地も市街化

区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査会でも異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。

奥山委員

はい、議長。15番、奥山です。

同じく16ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて17ページの集計表をご覧ください。柴橋地区は該当ございません。

農地中間管理事業案件については、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査会でも異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。

影沢委員

はい、議長。2番、影沢です。

16ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて17ページの集計表をご覧ください。高松地区は田

0.13ヘクタール、畑0.43ヘクタール、樹園地0.24ヘクタールで計0.8ヘクタールです。

農地中間管理事業案件については、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査会でも異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

いずれも、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第31号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第31号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時08分

令和5年7月26日

第8回総会議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 3番委員.....後藤孝好.....

議事録署名委員 11番委員.....鈴木浩之.....